



熊本県公報

号外 第76号
令和5年(2023年)
3月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	2
○熊本県あさり流通企画室設置規程	(〃)	5
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	5
○熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	9
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(〃)	9
○熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に 関する訓令の一部を改正する訓令	(〃)	9
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(〃)	10
○熊本県水資源令規程の一部を改正する訓令	(〃)	10
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	(〃)	10
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃)	10
○熊本県益城復興推進室設置規程の一部を改正する訓令	(〃)	11
○熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令	(県政情報文書課)	11
○熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	12
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	12
○熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	12
○熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	13
○熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	14
○熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	14
○熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	14
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	15
○熊本県林業研究・研修センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	15
○熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	15
○熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	16
○熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	16
○熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	16
○熊本県病害虫防除所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	17
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	17
○熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	17
○熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	18
○熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	18
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	18
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	19
○熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	19
○熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	19
○熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	20
○熊本県福岡事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	20
○熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	20
○熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	21
○熊本県環境センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	21
○熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	21
○熊本県消費生活センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	22
○熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	22

熊本県訓令第4号

本庁各部(公室・局)課(グループ) 各地方出先機関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令第29号)の一部を次のように改正する。
 第4条中第26項を第27項とし、第22項から第25項までを1項ずつ繰り下げ、第
 21項の次に次の1項を加える。
 22 課(グループ)に専門員を置くことができる。
 第5条中第26項を第27項とし、第22項から第25項までを1項ずつ繰り下げ、第
 21項の次に次の1項を加える。
 22 専門員は、上司の命を受け、専門的な知識経験を有する特命事項を処理する。
 別表第1観光戦略部の項中「観光交流政策課」を「観光国際政策課」に改める。
 別表第2の1の表課長専決事項の欄第31項中「熊本県個人情報保護条例(平成12年
 熊本県条例第66号)第19条(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)
 82条の規定による保有個人情報」を「個人情報」に改め、同欄第32項中「熊本県個人情報保護条例第
 25条(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」に改め、同欄
 報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同欄
 第33項中「熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項におい
 準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報保護に関する法律第10
 1条の規定による保有個人情報」に改める。
 別表第3の2の表人事課の部第1項課長専決事項の欄第13号中「第28条の4第1項
 又は第28条の5第1項の規程(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63
 号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条の第1項若しくは第3項、第6条第1項若し
 くは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同
 じ。)」に改め、同表総務私学局の部総務厚生課の款第10項中「地方公務員法第28条
 の4第1項の規定により任用された再任用職員」を「暫定再任用職員(以下「暫定再任用
 2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用
 時間勤務職員」という。)を除く。)」に、「同法第28条の5第1項の規定により任用
 された再任用職員」を「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員及
 び暫定再任用職員」に改める。
 別表第3の4の表健康危機管理課の部第2項部(公室)長専決事項の欄第2号中「第3
 1条第1項」の次に「(法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)」を加え、
 同項同欄第3号中「第32条第1項」の次に「(法第44条の9第1項において準用する
 場合を含む。)」を加え、同項同欄第4号中「第33条」の次に「(法第44条の9第1
 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項同欄第6号を削り、同項部内局長専決
 事項の欄第1号中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同項同欄第5号及び第6号を
 次のように改める。
 5 同法第44条の3の2第4項(法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)
 の規定により検体又は病原体について検査を実施すること。
 6 同法第50条の3第4項の規定により検体又は病原体について検査を実施すること。
 別表第3の4の表健康危機管理課の部第2項部内局長専決事項の欄中第7号及び第8号
 を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同表子ども・障がい福祉局の部障
 がい者支援課の款中第21項を第23項とし、第17項から第20項までを2項ずつ繰
 り下げ、第16項の次に次の2項を加える。

17	医療的 ケア児及び その家族に 対する支援 に関する法 律(令和3 年法律第8 1号)に基 づく施策の 調整及び推 進に関する こと。					
18	熊本県 手話言語の					

<p>普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（令和4年熊本県条例第9号）の施行に関すること。</p>							
<p>別表第3の5の表環境局の部環境立県推進課の款第3項課長専決事項の欄第1号中「第21条第8項」を「第21条第13項」に改め、同項同欄第2号中「第21条第10項」を「第21条第15項」に改め、同款第5項中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同款第10項中「八代海」を「八代海等」に改め、同表県民生活局の部消費生活課の款第8項部内局長専決事項の欄第2号中「第3項」を「第4項」に改める。 別表第3の6の表商工雇用創生局の部商工振興金融課の款第19項を次のように改める。</p>							
<p>19 平成28年熊本地震により被災した中小企業等グループ若しくはその構成員又は令和2年7月豪雨により被災した中小企業者が実施する施設又は設備の復旧整備等に係る事業の調整及び推進に関すること。</p>							
<p>別表第3の7の表観光交流政策課の部中「観光交流政策課」を「観光国際政策課」に改める。</p>							
<p>別表第3の8の表団体支援課の部第1項知事決裁事項の欄第1号中「昭和22年法律第132号」を「昭和22年法律第132号）」に改め、同項部内局長専決事項の欄第1号中「仮理事を選任し、」を「一時理事等を選任し、又は」に改め、同部第5項課長専決事項の欄第2号中「及び特定農産加工資金の事業計画承認事務」を削り、同項同欄第3号中「大家畜経営改善支援資金事務取扱要領」を「大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領」に、「大家畜経営改善支援資金の事業計画」を「経営改善計画及び支援計画」に改め、同部第8項知事決裁事項の欄第1号中「都道府県農業共済保険審査会規程（昭和16年勅令第889号）第5条」を「農業保険法施行令（平成29年政令第263号）第49条」に改め、同項部内局長専決事項の欄第3号中「農業保険法施行令（平成29年政令第263号）」を「同令」に改め、同部第10項部内局長専決事項の欄第1号中「基づく」の次に「漁業共済事業」を加え、同表水産局の部水産振興課の款第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。</p>							
<p>13 あさり流通企画室に関すること。</p>							
<p>(1) 熊</p>							

	本県産 あさりの適正 な流通 又は販 売及び その消 費の拡 大に資 する取 組の調 整及び 推進に 関する こと。						
--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の表道路都市局の部道路整備課の款第2項中「高規格幹線道路及び地域高規格道路」を「高規格道路」に改め、同部都市計画課の款第10項中「益城復興推進室」を「人吉・益城復興推進室」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業その他これに関連する事業に係る事業の調整及び推進に関すること。						
--	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の表道路都市局の部下水環境課の款第1項部内局長専決事項の欄第1号中「第2条の2第7項」を「第2条の2第8項の規定」に、「協議する」を「必要な助言を求め」に、「第2条の2第9項」を「第2条の2第12項」に改め、同項同欄第10号を次のように改める。

1 同法第37条第3項の規定に基づき、公共下水道管理者又は流域下水道管理者に対し、終末処理場の維持管理に関して必要な指示をすること。

別表第3の9の表道路都市局の部下水環境課の款第1項課長専決事項の欄第1号及び第2号中「第2条の2第9項」を「第2条の2第12項」に改め、同表建築住宅局の部建築課の款第3項知事決裁事項の欄第1号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同項同欄第2号中「同法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前宅地造成等規制法（以下この項において「旧法」という。）」に改め、同号を同項同欄第3号とし、同項同欄第1号の次に次の1号を加える。

2 同法第26条第1項の規定に基づき、特定盛土等規制区域を指定すること。

別表第3の9の表建築住宅局の部建築課の款第3項部内局長専決事項の欄及び課長専決事項の欄中「同法」を「経過措置規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改め、同款第9項部内局長専決事項の欄第2号中「第6条第5項、第6条の2

第3項」を「第6条の3第1項」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第3の9の表建築住宅局の部建築課の款第3項知事決裁事項の欄第1号及び第2号の改正規定、同号を第3号とし、同項同欄第1号の次に1号を加える改正規定並びに同項部内局長専決事項の欄及び課長専決事項の欄の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 熊本県企業復興支援室設置規程（令和3年熊本県訓令第3号）は、廃止する。

熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県あさり流通企画室設置規程を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県あさり流通企画室設置規程
（設置）

第1条 熊本県産あさりの適正な流通又は販売及びその消費の拡大に資する取組を推進するため、農林水産部水産局水産振興課にあさり流通企画室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 室の分掌事務は、前条に規定する取組の調整及び推進に関することとする。

（職員）

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第4条 室長は、農林水産部水産局水産振興課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、農林水産部水産局水産振興課長が専決する。

- 2 前項の課長専決事項について、農林水産部水産局水産振興課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ農林水産部水産局水産振興課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第6条 室の庶務は、農林水産部水産局水産振興課において行う。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「（県央広域本部にあっては税務部）」を削り、同条第10項中「税務部各課（総務課を除く。）、総務部収税課、総務部課税課及び総務部税務課」を「収税第一課、収税第二課、課税第一課、課税第二課、収税課、課税課及び税務課」に改める。

第6条第8項中「（県央広域本部にあっては税務部）」を削り、同条第16項中「税務部各課（総務課を除く。）並びに総務部収税課、課税課及び税務課」を「収税第一課、収税第二課、課税第一課、課税第二課、収税課、課税課及び税務課」に改める。

第7条第2項中「農林部又は土木部」を「総務部総務課又は農林部若しくは土木部」に改め、同条第3項第1号中「農林部」を「総務部」に改め、同項第4号中「土木部」を「総務部」に改める。

第10条第1項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第6

「備課」に改め、同部土木部の項中「用地課」を「用地第一課
用地第二課」に改める。

別表第2 県北広域本部阿蘇地域振興局の部農林部の項中「林務課
山地災害対策課」を「林務課
農地整備課
川辺川土地改良課」に改め、同表県南広域本部球磨地域振興局の部農林部の項中「農地整備課
川辺川土地改良課」を「農地整備課」に改める。

別表第3 総務部の部を次のように改める。

総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関する事。 2 広報及び広聴に関する事。 3 公印に関する事。 4 職員の人事及び服務に関する事。 5 経理に関する事。 6 文書に関する事。 7 職員の福利厚生に関する事。 8 財産の管理に関する事。 9 広域本部内の連絡調整に関する事。 10 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室及び総務部の分掌事務（本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務を除く。）に関するものであって、広域本部において処理することとされたものに関する事。
	振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、本庁企画振興部、商工労働部及び観光戦略部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。
	収税第一課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税の徴収に関する事。 2 県税の納税証明に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（課税第一課及び課税第二課の分掌事務を除く。）に関する事。
	収税第二課	
	課税第一課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税（自動車税を除く。）の賦課に関する事。 2 自動車税の減免申請の受付に関する事。 3 軽自動車税の環境性能割の減免申請の受付に関する事。
	課税第二課	

別表第3 農林部の部総務課の項を削り、同部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第7号中「第7条」を「第5条及び第6条」に改め、同表土木部の部総務課の項を削る。
別表第8 農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第7号中「第7条」を「第5条及び第6条」に改め、同表土木部の部用地課の項課の欄中「用地課」を「用地第一課」に改め、同項分掌事務の欄第1号中「補償」の次に「（菊池南部地域における基幹道路整備事業等に係るものを除く。）」を加え、同部に次のように加える。

用地第二課	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地の取得及び地上物件等の補償（菊池南部地域における基幹道路整備事業等に係るものに限る。）に関する事（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 2 用地の取得及び地上物件等の補償の受託施行に関する事（合志市の区域に係るものに限る。）。
-------	--

別表第12 農林部の部林務課の項分掌事務の欄中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

13 治山事業に関する事。

別表第12 農林部の部林務課の項分掌事務の欄第10号中「（山地災害対策課の所掌を除く。）」を削り、同号を同欄第11号とし、同欄中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 林道事業に関すること。
 別表第12農林部の部林務課の項分掌事務の欄に次の1号を加える。
 18 観光施設の整備に関すること。
 別表第13農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第7号中「第7条」を「第5条及び第6条」に改める。
 別表第16総務部の部総務振興課の項分掌事務の欄中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。
 別表第17農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第7号中「第7条」を「第5条及び第6条」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第69条第5項第2号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和31年熊本県訓令第433号）の一部を次のように改正する。
 第3条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。
 第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。
 附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
 熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
 別表第1の13の項使用する機関の欄中「県央広域本部総務部、振興部及び税務部」を「県央広域本部総務部」に改め、同項管守者の欄中「県央広域本部税務部長」を「県央広域本部総務部長」に改め、同表18の項使用する機関の欄中「県央広域本部総務部、振興部及び税務部」を「県央広域本部総務部」に改め、同項管守者の欄中「県央広域本部税務部長」を「県央広域本部総務部長」に改め、同表62の項使用する機関の欄中「県央広域本部総務部、振興部及び税務部」を「県央広域本部総務部」に改め、同項管守者の欄中「県央広域本部税務部長」を「県央広域本部総務部長」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令
 熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に関する訓令（昭和38年熊本県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。
 第1条第1項第1号中「県央広域本部税務部 総務課」を「県央広域本部総務部 収税第一課及び収税第二課」に改める。
 第2条中「（県央広域本部にあっては、県央広域本部税務部）」を削る。
 附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「県央広域本部税務部」を「県央広域本部（県央広域本部宇城地域振興局、県央広域本部上益城地域振興局及び県央広域本部土木部益城復興事務所を除く。）」に改め、同条第3号中アを削り、イをアとし、ウからエまでをイからヤまでとし、同条第4号中「県央広域本部税務部にあっては県央広域本部税務部長」を「県央広域本部にあっては県央広域本部長」に改め、「（県央広域本部農林部及び土木部にあっては、県央広域本部土木部長）」を削る。

第13条第2項第3号中「第2条第3号イからオまで」を「第2条第3号アからエまで」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号
熊本県公営企業管理規程第8号
熊本県教育委員会訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
各 企 業
教 育 局 庁
熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県教育長 白石伸一
熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「観光交流政策課長」を「観光国際政策課長」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。
第1条の表観光戦略部観光交流政策課の項中「観光戦略部観光交流政策課」を「観光戦略部観光国際政策課」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号
熊本県公営企業管理規程第9号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「県央広域本部総務部、振興部、税務部、農林部及び土木部にあつては各部の長、」を削る。
 第6条第2項中「県央広域本部総務部にあつては総務調整課長、同広域本部振興部にあつては振興課長、同広域本部税務部、農林部及び土木部にあつては各部の総務課長、」を削り、同条第4項中「県央広域本部総務部にあつては総務調整課、同広域本部振興部にあつては振興課、同広域本部税務部、農林部及び土木部にあつては各部の総務課、」を削る。
 第18条第1項中「及び振興部」を削る。
 第33条第11項中「県央広域本部総務部にあつては総務調整課、同広域本部振興部にあつては振興課、同広域本部税務部、農林部及び土木部にあつては各部の総務課、」を削る。

第40条第1項中「及び振興部」を削る。
 別表第1の1の項中「観光交流政策課 観政」を「観光国際政策課 観政」に改める。

別表第1の2の項中	「総務部 総務調整課 央総調 振興部 振興課 央振 税務部 総務課 央税総 収税第一課 央収一税 収税第二課 央収二税 課税第一課 央課一税 課税第二課 央課二税 農林部 総務課 央農総 農業普及・振興課 央農普振 農地整備課 央農整 土木部 総務課 央土総 技術管理課 央土技管	を	「総務部 総務課 央総 振興課 央振 収税第一課 央収一税 収税第二課 央収二税 課税第一課 央課一税 課税第二課 央課二税 農林部 農業普及・振興課 央農 農地整備課 央農整 土木部 技術管理課 央土技管
-----------	--	---	--

に、「用地課 北用」を「用地第一課 北用一
用地第二課 北用二」に改め、「山地災害対策課 阿蘇

普振

」
 山災」を削る。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県益城復興推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県益城復興推進室設置規程の一部を改正する訓令
 熊本県益城復興推進室設置規程（平成31年熊本県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
 熊本県人吉・益城復興推進室設置規程

第1条中「熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、」を「人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、」に、「益城復興推進室」を「人吉・益城復興推進室」に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉事務所処務規程（昭和26年熊本県訓令第1260号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県東京事務所処務規程（昭和27年熊本県訓令第1638号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。
第8条第1項第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健環境科学研究所処務規程（昭和29年熊本県訓令第1001号）の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情の保護に関する法律第101条の規定による個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県港管理事務所処務規程（昭和30年熊本県訓令第605号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県こども総合療育センター処務規程（昭和30年熊本県訓令第1170号）の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和31年熊本県訓令第433号）の一部を次のよう
に改正する。

第6条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立清水が丘学園処務規程（昭和31年熊本県訓令第1233号）の一部を次のよう
に改正する。

第6条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県産業技術センター処務規程（昭和31年熊本県訓令第1248号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県職業能力開発校処務規程（昭和33年熊本県訓令甲第33号）の一部を次のよう
 に改正する。
 第6条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条
 （同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を
 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個
 人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5
 第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に
 関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人
 情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）
 の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人
 情報」に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
 熊本出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。
 別表第1課長専決事項の欄第21号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条
 令第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規
 定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82
 条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による保有個
 人情報」に改め、同欄第22号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32
 条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情
 報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同欄第2
 3号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項におい
 て準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法
 律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第26号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県林業研究・研修センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県林業研究・研修センター処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県林業研究・研修センター処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第34号）の一部を
 次のように改正する。
 第6条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条
 （同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を
 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個
 人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5
 第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に
 関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人
 情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）
 の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個
 人情報」に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第27号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県消防学校処務規程（昭和38年熊本県訓令甲第46号）の一部を次のように改正

する。
 第6条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第28号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県大阪事務所処務規程（昭和40年熊本県訓令第12号）の一部を次のように改正する。
 第5条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第29号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県八代児童相談所処務規程（昭和45年熊本県訓令第4号の4）の一部を次のように改正する。
 第5条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第30号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年熊本県訓令第86号）の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第31号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県病害虫防除所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病害虫防除所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県病害虫防除所処務規程（昭和47年熊本県訓令第93号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報」に改め、同条第5号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第6号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第32号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和48年熊本県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第33号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県ダム管理所処務規程（昭和48年熊本県訓令第67号）の一部を次のように改正する。

第6条第10号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19

条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第11号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による保有個人情報」に改め、同条第12号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第34号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令（昭和49年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。
第6条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第35号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令（昭和58年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第36号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令（平成元年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改正する。
第6条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を

「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による保有個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第37号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第38号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県水産研究センター処務規程（平成2年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。
第6条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第39号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立技術短期大学校処務規程（平成9年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による

保有個人情報」に改め、同項第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第40号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県漁業取締事務所処務規程（平成9年熊本県訓令第38号）の一部を次のように改正する。
第5条第8号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第10号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第41号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福岡事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福岡事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福岡事務所処務規程（平成11年熊本県訓令第20号）の一部を次のように改正する。
第5条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第42号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県天草空港管理事務所処務規程（平成11年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。
第6条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5

第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第43号

本庁各部(公室・局)課(グループ)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県防災消防航空センター処務規程(平成13年熊本県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報」に改め、同項第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同項第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第44号

本庁各部(公室・局)課(グループ)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県環境センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県環境センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県環境センター処務規程(平成18年熊本県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第45号

本庁各部(公室・局)課(グループ)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県博物館ネットワークセンター処務規程(平成27年熊本県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

る法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第46号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県消費生活センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消費生活センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県消費生活センター処務規程（平成28年熊本県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県訓令第47号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程（平成30年熊本県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に改め、同条第8号中「熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改め、同条第9号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。